

申込番号

日本弁護士連合会委託援助個別契約書(一般)

申込者(以下「甲」という。)、受任弁護士(以下「乙」という。)及び日本司法支援センター(以下「丙」という。)は、日本弁護士連合会委託援助業務に関し、以下のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(契約内容)

第1条 甲は、次の案件(以下「本件」という。)を乙に対して委任し、乙は、これを受任した。

案件名: _____

相手方: _____

事件の内容: _____

2 丙は、日本弁護士連合会との間で定めた委託要綱(以下「委託要綱」という。)に従って乙の報酬及び費用の額を決定する。

(甲の誓約事項等)

第2条 甲は、次に掲げる事項を誓約する。

- 一 乙の事件処理に協力すること。
- 二 本件に関する資料の提出、説明その他の丙が定める援助の条件を誠実に履行すること。
- 三 氏名、住所その他の援助申込書に記載した事項について変更があった場合は、速やかに乙に届出ること。
- 四 事件の相手方等から受取るべき金銭等は、特別の事情のない限り乙を受領者とする。
- 五 乙の報酬及び実費に関して丙が委託要綱に従って決定した甲の負担額及び支払方法に従うこと。
- 六 委託要綱に定める費用の限度額を超える本件の実費を甲が負担すること。

2 甲は、乙が本契約の内容及び本件の経過を丙、日本弁護士連合会及び乙の所属する弁護士会(以下「日弁連等」という。)に報告し、丙及び日弁連等が日本弁護士連合会委託援助業務に関してその情報を利用することに同意する。

(乙の誓約事項)

第3条 乙は、日本弁護士連合会委託援助業務に関する契約条項に従うほか、次に掲げる事項を誓約する。

- 一 丙が必要と認め、乙に対して本件の処理状況の報告を求めた場合に中間報告をすること。
- 二 相手方等から事件に関し金銭を受領したときは、甲に交付せず、丙の終結決定までの間、乙において保管すること。

(本契約の当然終了)

第4条 本契約は、次に掲げる事由によって終了する。

- 一 甲又は乙が死亡したとき。
- 二 乙が弁護士でなくなったとき。

(本契約の丙による解除)

第5条 丙は、次に掲げるいずれかの事由があるときは、個別契約を解除することができる。

一 甲が、正当な理由なく連絡を断ち又は援助の条件を遵守しないなど、本契約を誠実に履行せず、援助を継続することが適当でなくなったとき。

二 甲が書面により乙の解任を申し出、丙がこれを相当と認めたととき。

(契約条項の措置に基づく解除)

第6条 丙は、乙が契約条項第19条及び第20条の措置を受けたときは、甲の同意を得て、本契約を解除する。

(契約終了後の処理)

第7条 丙は、前3条の規定により本契約が終了し、委託要綱に従って甲の負担金について決定したときは、その額及び支払方法について、甲に通知する。

2 甲は、第5条第1号により個別契約が解除された場合、当該案件につき丙に援助を申し込むことができない。

(終結時の決定事項等)

第8条 丙は、終結決定において、事件の内容、終結に至った経緯その他の事情を勘案して委託要綱に従い次に掲げる事項を決定する。

- 一 報酬及び費用の額
- 二 支払条件及び支払方法
- 三 甲の負担金

2 乙が第3条第2号により金銭を保管している場合は、前項の決定で定められた甲の負担金を精算し、その残金を甲に交付する。

(甲の報酬相当額の支払義務)

第9条 丙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合、乙の報酬に相当する金銭を甲に支払わせることができる。

- 一 丙の承認なく裁判所等へ解任届等を提出したとき。
- 二 乙の同意なく示談、和解、請求の放棄、認諾、訴えの取り下げ、訴えの取り下げへの同意等をしたとき。

(通知等に関する特則)

第10条 丙から甲に対する通知等は甲が届け出た住所に発信することによって到達したものとする。

(不服申立)

第11条 丙の本件に関する決定に対する不服申立ては、乙に限り行うことができ、甲は行うことができない。

(契約外事項)

第12条 甲、乙及び丙は、本契約書に定めなき事項については、法令に従って誠実に処理する。

年 月 日

(甲)住所 _____

氏名 _____ 印

(乙)住所 _____

氏名 _____ 印

(登録番号 _____)

(丙)日本司法支援センター 地方事務所

所長 _____ 印